

農業委員会総会議事録

(令和6年(2024年)1月10日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年(2024年)1月10日(水)午後2時30分

場所 熊本県熊本市中心区千葉城町2-35 熊本市教育センター4階大研修室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

8番 杉本 守

午後2時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中23名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

新年おめでとうと言いたいところですが、1日には能登半島地震、2日には日航機の事故ということで災害が度重なっておりますので、心の中に新年おめでとうと言いたいというふうに思います。今年は、出だしが本当に災害づくめでスタートしたわけでございますけれども、年末に向かってはすばらしい年になるように願うばかりでございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

さて、本年も農業委員会の活動をより一層充実したものとするために、委員の皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計

画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、20番の宮本淳一委員と21番の堀恭子委員を、書記に事務局の柴田大圭主任主事を指名いたします。よろしくお願ひします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案、買入協議を行う旨の通知の要請についてまでの8件でございますが、議案書の修正がございます。事務局より説明をお願ひします。

事務局

それでは、議案書の修正をお願ひいたします。

修正箇所につきましては6ページ、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請の26番の譲受人欄の氏名欄でございます。「裕」という字をころもへんに谷の「裕」という字に訂正をお願ひいたします。

以上でございます。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請41件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願ひいたします。

それでは、1番、お願ひします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。申請人は、いずれも水稻を作付されている農家で、許可後もそれぞれ水稻を作付される計画です。

3番と4番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請で

す。申請人は、いずれも水稻を作付されている農家で、許可後もそれぞれ水稻を作付される計画です。

以上4件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審査方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

5番と6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、後継者への経営移譲に伴う使用権設定の申請です。譲受人は、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後、ニンジンを作付されるということです。

6番は、子への贈与に伴う所有権移転の申請です。譲受人は、飼料作物を栽培される専業農家で、許可後もイタリアンライグラスやヒエ等の飼料作物を作付される予定です。

以上2件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま5番、6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、7番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、新規就農による所有権移転の申請です。譲受人は会社役員で、申請地にはミカンを作付される計画です。譲受人に先日の地区委員会に出席いただき営農計画等の聴き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

8番と9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、所有権を移転し、新規就農する申請で、7番との同時申請になります。譲受人は、先日の地区委員会で聞き取り調査を行い、取得後の営農計画などを確認しています。申請地ではミカン栽培を計画されており、必要な機械等は譲渡人から借受けを予定されています。また、農作業従事者として2名を常時雇用される予定です。

なお、今回の就農と同時に河内町への引っ越しを予定されており、住居と倉庫のほうは手配済みということでした。そのようなことで調査の結果、何ら問題ないものと判断いたしました。

9番は、経営拡張のため所有権移転される申請です。譲受人は、ミカンを栽培される専業農家で、申請地におきましてもミカンを栽培される予定です。

以上2件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま8番と9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

10番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

11番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。

借人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

12番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人はナス、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。

13番は、叔父へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナス、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果がございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま10番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、16番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される予定です。

以上1件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
次は、17番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

17番から19番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、大豆、施設野菜を作付されており、許可後は麦、大豆を作付される計画です。

18番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されている兼業農家で、許可後は水稻を作付される計画でしたが、先日の地区委員会において譲受人の耕作状況について改めて確認する必要があり、継続審議にするものとなりました。

19番は、兄への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上3件のうち、18番を除く2件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろし

くお願いいたします。

議 長 ただいま17番から19番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、17番と19番は許可、18番は継続審議とすることに決定いたします。

次は、20番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

20番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、弟へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は自家消費のため露地野菜を栽培される計画で、申請地には許可後、大根、ジャガイモ、大豆を作付される計画です。

21番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

22番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キュウリ、トウモロコシを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

23番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、栗、タケノコ、柿を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

24、25番は関連で、第三者及び子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、柿を作付されており、許可後は柿を作付される計画です。

以上6件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま20番から25番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
次は、26番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

26番から29番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

26番は、新規就農のための賃貸借権設定の申請です。借受人には地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。借受人は、農業を始めるにあたり、大学の農学部で4年間農業について学び、その後、熊本の農業法人で約3年間就業しております。申請地では許可後、パセリ、バジルを作付される計画で、出荷先は熊本の農業法人を予定されております。地区委員会におきましては、新規就農について何ら問題ないものと判断しております。

27番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後、露地野菜を作付される予定です。

28番は、5条申請の23番の関連で、営農型太陽光発電設備設置に伴い区分地上権を設定される申請です。今回、営農型太陽光発電設備の更新2回目にあたり、一時転用申請と同時申請されるものです。なお、契約期間につきましては、3年間の申請で下部農地ではサカキを作付されております。

29番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人には地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。譲受人は、昨年8月に自家消費が目的で農地を取得していましたが、ご子息が農業を志す気持ちを持つにあたり、譲受人自身も本格的に農業を始める決心に至った次第です。申請地では、許可後、カボチャを作付される計画で、出荷先は植木管内の市場を予定されております。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま26番から29番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、30番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

30番から41番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、麦を栽培される兼業農家で、許可後も引き続き水稻、麦を作付される予定です。

31番は、経営拡張のための賃貸借権設定の申請です。借受人はスイカ、キュウリを栽培する専業農家で、許可後も同じくスイカ、キュウリを作付される計画です。

32番は、兄へ贈与のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、WC Sを作付される兼業農家で、許可後は栗を作付される計画です。

33番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転をされる申請であります。譲受人は水稻を栽培される兼業農家で、許可後は露地野菜の大根、エダマメを作付される計画です。

34番は、新規就農のための所有権移転の申請で、従兄へ贈与されるものです。譲受人は会社役員を辞めた後、地元で6年前から従兄の農業を手伝いながら農業研修を行ってきました。許可後はジャガイモ、ゴーヤ等を作付される計画です。なお、新規就農ではありますが、申請人は6年前から今回の申請地において、許可後の作付予定品目について既に栽培経験を積んでいることを地元の農地利用最適化推進委員が確認しており、農地や営農に関して特に問題は無いものとし、地区委員会での聞き取りは省略しております。

35番は、新規就農のための賃貸借権設定の申請です。借受人は現在、農業法人で研修され、その後、農業に取り組みされる予定です。許可後はナスを作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。

36番は、経営拡張のための賃貸借権を設定される申請です。借受人は水稻、麦、柿等を栽培される専業農家で、許可後、水稻、麦を作付される計画です。

37番は、経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、露地野菜等を栽培される兼業農家で、許可後、水稻を作付される計画です。

38番は、耕作の便宜上交換するための所有権移転の申請をされる申請です。譲受人は水稻、スイカを作付される専業農家で、許可後は水稻を作付される計画です。なお、本申請は、9月の総会にて別の便宜上交換予定地と共に申請したつもりでいたものが、登記に際して1筆漏れていたことが判明し、今回の申請となったものです。

39番は、子へ贈与のため、所有権移転される申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後、同じく水稻、露地野菜を作付される計画です。

40番と41番は関連です。経営拡張のための所有権移転される申請です。譲受人は水稻及び飼料用米を栽培される専業農家で、許可後も飼料用米を作付される計画です。

以上12件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま30番から41番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、グラウンド、通路及び駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替地も検討されておりますが、ほかに敵地がなく、申請地を設定されたとのこと。

土地利用計画は、申請地2,416㎡と市街化区域内の農地及び他地目を含む総事業面積3,934㎡に、人工芝のグラウンドに2面の面積1,810㎡に通路1,417㎡、普通車22台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものとして判断されます。工期は令和6

年5月31日までを予定しており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発行為に係る建物などの設置は行わないため、開発許可は不要であると確認しております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番につきまして地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、農業用倉庫及び農業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、農用区域内にある農地で原則不許可ですが、農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されており、不許可の例外規定の農用地利用計画において、指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2, 647㎡のうち転用面積709.08㎡に乾燥機、トラクター等を保管する農業用倉庫を1棟、苗箱等の農業用資材置場、軽トラック及び普通車両4台分の駐車場、作業スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年10月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願い

たします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

3番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、土木工事業を営む個人が資材置場へ転用する申請です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、4筆合わせて3,701㎡に土木資材の土や石材及び転回スペース、進入通路の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。当申請地においては、農地法の手続を失念し、既に資材置場として造成が進められており、今後このようなことがないように注意します旨の始末書が添付されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、3番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請27件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続するものに該当すると判断しました。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、申請地1,042㎡と他地目を含む総事業面積1,062.25㎡に建築条件付売買予定地として4区画と新設道路、後退道路及びごみ置場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可は事前審査申出済みとのこと。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、申請地164㎡と他地目を含む総事業面積499.92㎡に個人住宅1棟を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年9月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可事前審査回答済みとのこと。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

5番は、不動産業を営む法人が所有権の移転による貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、高速道路の出入口から300m以内にある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積1,750㎡に近隣の病院や老人ホームの

従業員用として22台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年7月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま1番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、6番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

6番から10番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

6番から9番は関連で、貨物自動車運送事業を営む法人が、所有権の一部移転及び全部移転並びに賃貸借権設定による駐車場及び通路への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、総転用面積2,229㎡に大型貨物車5台分、小型貨物車5台分、普通乗用車15台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

10番は、不動産業を営む法人が所有権の移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続するものに該当する

と判断しました。土地の選定に当たっては、代替地を検討されましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、申請地2, 532㎡と他地目を含む総事業面積3,374.38㎡に建築条件付売買予定地として12区画と新設道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査回答済みとのこと。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま6番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

11番から13番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

11番と12番は関連で、所有権を移転し、通路へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、県道から所有地への進入通路として最も適した土地を検討された結果、ほかに適地がなかったため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆合わせて113㎡にコンクリート舗装道路を建設し通路として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題なく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われ。工事は令和6年3月31日完成予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、所有権を移転し、農業用倉庫へ転用する申請です。農地区

分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。先日の地区委員会で現地を確認したところ、既に倉庫が建築されており、始末書によりますと、昭和48年頃に譲渡人の父が許可を得ず建築されたもので、今回、所有権移転の手続の際に、地目が農地であることが分かり申請されたものです。なお、この件は、3条申請の7番、8番と関連で、新規就農に従い、農業用倉庫が必要となられたことから取得されるものです。

現在の土地利用状況は、申請地46㎡と隣接する宅地の一部を合わせた132.96㎡の敷地に農業用倉庫1棟が建設されている状況であり、転用面積は妥当なものと判断いたします。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま11番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、14番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

14番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積423㎡に建築条件付売買予定地2区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年12月25日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することといたします。次は、15番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

15番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

15番は、所有権を移転し、漁業用資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。譲受人は海苔養殖業を営んでおり、今回その業務に関して資材置場が必要となったもので、土地利用計画は、申請地489㎡を海苔網、コンポーザなどの漁業用資材置場のほか積み下ろしスペース、通路として利用される計画で、転用面積は適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除対策等については問題なく、周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は、令和6年7月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

なお、申請地は譲渡人により既に造成と倉庫1棟の建築がされており、申請に当たっては、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。また、譲受人が倉庫を解体する旨の誓約書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま15番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、16番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

16番から18番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、建築業を営む法人が所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されません。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建売住宅18棟を建築される計画で、適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和10年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、土木建築業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地3区画を整備される計画で、適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年7月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番は、使用貸借設定による個人住宅への転用許可申請です。農地

区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟134.35㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除も問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査申請中とのことです。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま16番から18番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、16番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
次は、19番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

19番から22番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

19番は、建設業を営む法人が賃貸借権設定による工事用の事務所及び資材置場、駐車場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、賃借人は近隣で工場の新築工事を請け負っており、申請時に仮設プレハブハウス1棟、駐車場5台分、木材等の資材置場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資

金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和6年5月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手することを確認致しております。

なお、申請地は既に埋立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。一時転用期間は令和7年12月末までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書が提出されております。

20番、21番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転し、集合住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に集合住宅2階建て1棟、3世帯分を建築される計画です。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和7年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番は、設備工事業を営む法人が賃貸借権設定による工事用の資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は、農地区域内にある農地で、原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当すると判断されます。また、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、賃借人は近隣地域の熊本市発注の上水道工事を請け負っており、申請地に山砂、建築資材置場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

また、農地区域内における農地の一時転用に対する意見について、農業政策課に聴取しております。

なお、申請地は既に埋立てされており、今後は農地法を厳守する旨の始末書の添付がされております。一時転用期間は令和6年6月末までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書が提出されております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協

議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま19番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、23番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

平成31年1月に農地法第5条の許可を受けた営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う更新申請です。令和4年の更新申請時に十分な収穫などが望めないとの結論に至り、ミョウガからサカキへの作物の転換をされ、更新期間につきましても申請期間の3年から2年へと短縮しておりました。更新1年目においては、パネル下部農地で作付を行ったものの収穫には至りませんでした。本年においては収穫が可能となり、知見に基づく基準収量相当の収穫が見込まれることとなったものでございます。令和4年の許可から一時転用期間の2年が経ち、今回が2回目の更新申請となります。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請地を仮設工作物の設置等に供するための一時転用に該当するものとして、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。なお、農地面積は令和4年8月に行われた国土調査で錯誤により3,573㎡から3,205㎡となり、368㎡減少しております。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続して行う計画です。設備の内容は、太陽光パネル711枚、発電容量223.95kw、遮光率69%、パネル下の空間の高さは最低で2.2mです。転用面積はパネルとフェンス、支柱等合わせて180本分の1.23㎡で、適正な面積と判断いたします。太陽光パネルの下部農地のサカキにおいては、本年1年間のサカキの生産について、基準反収に対して84.3%を達成しております。なお、知見を有する者からの意見書において、病害虫の予防については、こまめな圃場巡回や防除対策に基づく適期防除を確実にを行い、剪定等も併せて実施する旨の内容でありました。

支柱を含めて営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資金を証する資金証明書に加え、事業終了等による原状回復のための設備撤去のなされた場合は、当該設備を解体撤去する旨の確約書が提出されています。

また、周辺農地の営農条件に支障を生じる怖れがないこと、本年には基準収量の80%を達成していること、更には今後の営農計画でも基準収量が見込まれることなどを鑑み、一時転用期間の3年間の更新は適当であると判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、23番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　次は、24番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

24番から27番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

24番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、499㎡に木造平屋建て1棟、駐車スペース、進入路等の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工期は許可日から令和6年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、事前審査申出書回答済みです。

25番は、不動産業及び土木建築工事を営む法人が貸資材置場設置のための所有権移転の申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっ

ていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、688㎡に重機、駐車場及び砕石、山砂及び転回スペース等の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工期は許可日から令和6年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、保育所を営む社会福祉法人が園庭及び駐車場建設のための所有権移転の申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、他地目315㎡を含む事業面積2,303㎡に園庭1,588㎡、駐車場用地20台分400㎡、進入通路315㎡の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工期は許可日から令和6年4月10日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番は、太陽光発電等及び省電力化対策の電気機器の販売等を営む法人が太陽光発電設備設置のため、地上権を設定される転用申請です。農地区分は、申請地から300m以内に九州自動車道植木インターチェンジの出入口があることから、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、太陽光発電パネル180枚、発電容量99.9kwで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断いたしました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等必要な添付書類も揃っており、土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。工期は許可日から令和6年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま24番から27番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び5号議案並びに第6号議案でございます。この件につきまして事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

第4号、第5号、第6号議案、関連ですので、併せて説明します。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。

議案書18ページの表をご覧ください。

初めに、所有権移転ですが、明細は19ページの1番から23ページの16番までの合計16件で、公社からの売渡しと買入れです。面積は16件合わせて田3万910㎡、畑1万2,130㎡の合計4万3,040㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は23ページの17番から32ページの37番までの合計21件で、契約期間別では6年未満が10件、10年以上が11件で、面積は21件合わせて田6万560㎡、畑3万8,462㎡の合計9万9,022㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、飼料作物、露地野菜、果樹、麦です。

次に、再設定分です。明細は32ページの38番から52ページの77番までの合計40件で、契約期間別では6年未満が22件、10年以上が18件で、面積は40件合わせて田16万4,427㎡、畑3万2,352㎡の合計19万6,779㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、麦、その他畑作物です。

続きまして、第5号議案です。議案書53ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。明細54ページの1番から80ページの76番までです。契約期間別では6年未満が54件、10年以上が22件で、面積は76件合わせて田24万3,110㎡、畑4万1,876㎡の合計28万4,986㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。こちらは全て一括方式となります。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号及び第5号議案の説明については以上です。

最後に、第6号議案、農用地利用集積等促進計画について説明します。明細は議案書81ページの1番から91ページの34番までの34件になっております。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願い

します。

以上、説明は終わります。

議 長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号議案及び第5号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしております。また、第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、以前より宅地として利用されておりましたが、申請人が相続土地国庫帰属制度を利用するために法務局で手続を進めていたところ、地目が農地のままであることが判明しました。申請地について、制度利用のために家屋を解体してありますが、現在も農地の状況ではなく、申請地の分筆前地番に昭和21年に申請人の祖母の住所が定められた旨の戸籍除票が提出されており、また、昭和22年当時の航空写真及び地元住民からの証明により、昭和22年以前から宅地として利用されていたことが確認されております。このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題のないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件

について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、追加議案、買入協議を行う旨の通知の要請についてでございます。
この件につきまして、事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局 追加議案について説明します。
お手元の追加議案資料、A 4、1枚の用紙です。ご確認ください。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく要件の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出がありました。農地中間管理機構を含めた利用調整等を行いました。不調に終わったため、同法同条第2項の規定により、熊本市長に対し申出者へ通知するよう要請するものです。
以上、説明を終わります。
- 議 長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項により、申出者に対し買入れ協議の通知を行うよう熊本市長へ依頼するものです。この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。
次に、次第5の報告事項です。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から8番までの合計129件となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。
- 議 長 次に、次第6のその他です。
あっせん基準の改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局

あっせん基準改正について説明します。

お手元の資料、あっせん基準新旧対照表を含めました資料をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法の一部改正及び熊本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想が改正されたことに伴い、あっせん基準の一部の見直しを行います。改正点は、次の6点になっております。

- 1、権利を取得させるべき者については、農業を営む者に統一する。
- 2、新規就農者、農業後継者を除く基準面積の50aを削除する。
- 3、2の基準面積削除に伴い、新たなあっせん基準要件として新規就農者の要件を追加する。
- 4、認定農業者または認定就農者を優先してあっせんする。
- 5、地域計画策定後の区域内で農業を担う者が位置づけられている場合は、その者に優先してあっせんを行う。
- 6、あっせん登録申出書内の農業収入内訳の備考欄に、栽培面積を記載するようただし書を追加する。

以上6点です。今後、本総会にてご確認いただいた後、熊本県知事の認定を経て、本あっせん基準の施行となる予定となっております。

以上、あっせん基準改正について説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ありませんでしょうか。

一同

なし。

議長

ないようですので、続いて、地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局

地域計画に関する進捗状況、こちらは口頭にて報告を行います。まず、モデル地区5地区については、12月21日に城南、豊田地区の第3回協議が行われ、目標地図素案の確認が終わりました。今後、本市農政部局において地域計画の策定、公表の手續が行われる予定です。

次に、モデル地区以外の49地区については、全ての地区の目標地図素案の原案の作成を終了しました。今後、各区振興課へ目標地図対応の確認依頼を行うところです。

最後に、各農業委員、推進委員の皆様には、今後各地域で開催される地元協議への参加協力を何とぞよろしくお願ひいたします。

以上、報告を終わります。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一 同 　　なし。

議 長 　　ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。

　　よって、本総会において、議決された案件の整理については、これを議長に委任することと決定いたしました。

事務局 　　ありがとうございました。それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後3時50分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年（2024年）1月10日

議 長 福原 幸一

署名委員 宮本 淳一

署名委員 堀 恭子

書 記 柴田 大圭